

立川市議会議員政治倫理条例施行規則

平成16年 7月30日 公布

令和 5年10月31日 改正

(目的)

第1条 この規則は、立川市議会議員政治倫理条例（平成16年立川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(宣誓書の提出)

第2条 条例第4条に規定する宣誓書は、第1号様式による。

(審査請求書等)

第3条 条例第10条第1項に規定する審査請求書は、第2号様式による。

2 条例第10条第1項に規定する証拠説明書は、第3号様式による。

3 条例第10条第1項に規定する署名簿は、第4号様式による。

(審査請求却下通知書)

第4条 条例第11条第4項及び第13条第3項に規定する審査請求却下通知書は、第5号様式による。

(委員の除斥)

第5条 審査会の委員は、審査請求（条例第9条第1項に規定する審査請求をいう。）が自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関係し、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある場合については、その審査に加わることができない。

(傍聴)

第6条 審査会の会議の傍聴については、立川市議会委員会傍聴規則（昭和51年立川市議会規則第3号）の例による。

(委員の謝礼)

第7条 条例第5条第2項に規定する委員の謝礼は、日額10,800円とする。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月31日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。